

◆作り手(耕作者)をさがしている人は  
岩室営農センター(☎ 82-3702)へご相談ください。



◆今月中に農業委員会(☎ 82-5719)  
で手続きをすませましょう。

◆加入できる面積(同じ3ha作っている)  
Aさん…3ha(900袋)  
Bさん…1ha(300袋)

◆加入できる面積(同じ3haを耕作しているAさんと、1haを所有し、2haをヤミ受託しているBさんでは、同じ3haを耕作しているも、稲作所得基盤確保対策において、次のような差があります。

「メリット措置は」

平成16年産から、米の生産調整のメリット措置として、「稲作所得基盤確保対策」及び「担い手経営安定対策」がつけられました。ともに、減収した場合の価格、所得補てん措置として開設されています。この対策に加入できる面積についても、ヤミ部分は加入できず、あくまでも所有権及び利用権などの権原に基づいた面積のみ対象となっています。したがって、現在、耕作している面積の中で、ヤミでの受委託部分があった場合、その部分にかかる価格、所得補てんはできません。

「近隣・合併市町村は」

合併市町村の中には、岩室村と同様に、これまでヤミを認めてきた市町村があるようですが、いずれの市町村も、平成17年産からは、認めない方向です。当然、新潟市においても権原に基づくもののみを対象としています。

12月16日まで  
農業委員会へ

利用権設定等

「正式契約で年貢明！」

ヤミで受委託をしている人は、例年、年貢のやりとりがありませんが、多くの場合、書面でのやりとりはないようです。後々のことを考えて、世代がかわってトラブルが起きないよう、農業委員会を通じた、正式な契約で、条件を明確にしておきましょう。

「財産がとられるわけではありません」

農地解放を経験している人にとっては、利用権などの契約を結ぶことによって「財産がとられるのでは」と思われている人がいるようですが、利用権等の契約は、作業等を委託するものであり、所有権等には、一切影響しません。

「これまで」

岩室村では、これまでいわゆるヤミでの受委託を認め、当該実耕作者に配分してきましたが、平成16年産から国の制度が変わり、いわゆるヤミでの受委託部分については認められなくなりました。(16年産は猶予申出)

「米の数量配分は」

これまで岩室村では、ヤミでの受委託面積も含め、当該耕作者に、生産目標数量を配分してきましたが、平成17年産より、所有権及び利用権などの権原に基づいた田んぼにのみ、生産目標数量を配分することになります。

「米の出荷名義は」

これまで、ヤミ受委託部分を含め、当該農業者名義として数量が配分され、それに基づいて出荷されてきました。平成17年産からは、出荷名義も、所有権及び利用権など(使用収益権)の権原に基づいた人の名義で出荷することになります。したがって、出荷数量も権原に基づく数量が限度となります。



平成17年産米作付分より  
相対受委託(ヤミ)は  
認められなくなります

